



《釈文》

蹴鞠為二門弟一糸紐之事、
懇望候、雖レ有子細之儀、免レ之候、
御受用珍重也、謹言、

二月十八日

雅庸

八木隼人正殿

《読み下し文》

蹴鞠（けまり）の門弟として糸紐の事、
懇望（こんもう）し候、子細の儀有ると雖（いえど）も、
これを免じ候、
御受用（ごじゅよう）珍重なり、謹言、

二月十八日

雅庸

八木隼人正殿

《用語》

- 【雅庸】飛鳥井雅庸（あすかいまさつね、一五六九〜一六一六年）。織豊・江戸時代前期の公卿（くぎよう）、歌人。飛鳥井雅賢・雅章の父。和歌と蹴鞠（けまり）の家職をつぐ。後水尾（ごみずのお）天皇、徳川秀忠、細川忠興（ただおき）らに蹴鞠をおしえる。書にもすぐれた。従二位、権（ご）んの（大納言。元和（げんな）元年二月日死去。四七歳。初名は雅継・雅枝。名は「まさもち」ともよむ。家集に「入道大納言雅庸卿百首」、日記に「雅継卿記」。
- 【八木隼人正】八木隼人正（やぎはやとのしょう）定長。前橋藩士八木家の祖。本願寺家臣。寛永一六年（一六三九）没。
- 【蹴鞠為門弟糸紐之事、懇望候】蹴鞠の門弟として（隼人正が）糸紐の着用を望んできた。
- 【蹴鞠（けまり・しゅうきく）】古代以来、主に朝廷、公家の間で行なわれた遊戯。通常八人が革の沓（くつ）をはいて、鹿革のまりを足の甲でけり上げ、地に落とさないように受け渡す。蹴る回数（たす）の多少を競うとともに、まりの軌跡や蹴手の姿勢の優美をも競った。普通、鞠壺（きくつぼ）、または懸（かかり）と称する七間半（約一四メートル）四方の東北の隅に桜、東南に柳、西南に楓（かえで）、西北に松を植えた庭で行なわれた。鎌倉時代、後鳥羽院の頃に体系化されるようになり、難波流、飛鳥井流などの流派があつたが、雅経を始祖とする飛鳥井家が室町以後江戸時代を通じて主流となつて、將軍家御師範家として栄えた。
- 【糸紐（いとひも）】蹴鞠の際の上半身の装束。
- 【懇望（こんもう）】切に希望すること。ひたすら願ひ望むこと。切望。懇願。懇請。こんぼう。
- 【雖有子細之儀、免之候】事情はあるが、着用を免許する。子細（しさい）①こまかなこと。くわしいこと。また、そのさま。②くわしい事情。事のいわれ。理由。③あれこれと異議を言いたてる程のさしつかえとなる事柄。面倒なこと。また、そのさま。異論。異議。④表面に出していうことができない事情。ある事情、なにかのわけ。

【御受用珍重也、謹言】御受用は結構なことである。謹言。
【受用（じゅよう）】①受け入れて用いること。②味わい楽しむこと。特に芸術作品などを鑑賞、享受すること。また、その楽しみ。

《解説》

この文書は、慶長六年（一六〇一）から、飛鳥井雅庸が亡くなった元和元年（一六一五）までの一五年の間に発給された文書と見られている。内容としては、飛鳥井雅庸から八木隼人正に対して、蹴鞠の門弟として糸紐（上半身の装束）のことについてひたすら願ひ望むので、事情はあるが着用を免許することを伝えた文書である。

八木隼人正定長は、本願寺第一二代門主准如の時代に本願寺家臣として活動しており、寛永一四年（一六三五）時点でも本願寺家臣として確認でき、寛永一六年に亡くなるまで本願寺に仕えていた可能性が高いという（青木裕美「八木家文書とその伝来」『群馬県立歴史博物館紀要』第三九号、二〇一八年）。この史料から、彼は飛鳥井雅庸の蹴鞠の弟子となつており、糸紐の着用を認められたことがわかる。なお「八木家文書」には他にも八木清右衛門宛に蹴鞠に関する飛鳥井雅庸の書状が残されている。

この文書が伝来した八木家は江戸時代に前橋藩士だった家であり、一七〇〇余点の文書群からなる八木家文書は、平成九年（一九九七）に当館に寄贈された。この中には戦国期から近世初期の文書が一〇点含まれ、本願寺関係の文書が多数を占めているが、八木家の家祖隼人正が本願寺に仕えていたことが背景にあると考えられる。八木隼人正は播磨国（兵庫県）を出自として、以前は讃岐国高松一七万石の大名生駒氏家臣であつたという。隼人正には実子がなく、横田内膳の九男が養子となり権左衛門と名のり、延宝七年（一六七九）姫路藩主松平直矩に仕官したという。その後、松平家とともに奥州白河などを経て前橋に移った。